

—すべてのひとり親家庭等に“あんしんの環”を—

第 3 期

柏市ひとり親家庭等

自立促進計画（案）

（令和 2 年度～令和 6 年度）

令和 2 年 3 月

柏市こども福祉課

はじめに

(市長あいさつ)

目 次

第1章 計画の概要	4
1. 計画策定の趣旨	4
2. 計画の位置付け	5
3. 計画の対象	7
4. 計画の期間	7
第2章 ひとり親家庭等を取り巻く現状とこれまでの取り組み	8
1. 背景	8
2. 子育て・生活支援	9
3. 就業支援	23
4. 養育費確保支援	33
5. 経済的支援	37
6. 課題	44
第3章 基本目標と施策の方向性	46
1. 基本理念	46
2. 基本的な視点	50
3. 基本目標と施策の方向性	52

第4章 施策の展開

57

- | | |
|--------------------|----|
| 1. 5つの基本目標と14施策の体系 | 57 |
| 2. 施策1 子育て・生活支援の推進 | 58 |
| 3. 施策2 就業支援の推進 | 61 |
| 4. 施策3 養育費確保支援の推進 | 63 |
| 5. 施策4 経済的支援の推進 | 64 |
| 6. 施策5 相談支援体制の推進 | 67 |

参考資料

69

- | | |
|-------------------------------|----|
| 1. 柏市ひとり親家庭等実態調査アンケートの実施概要 | 69 |
| 2. 計画の策定経緯 | 70 |
| 3. 柏市健康福祉審議会 児童健康福祉専門分科会 委員名簿 | 71 |
| 4. 諮問書及び答申書 | 72 |

1. 計画策定の趣旨

柏市では、母子及び父子並びに寡婦（以下「ひとり親家庭等」という。）福祉法第12条に基づき、第1期「柏市母子家庭等自立促進計画」（平成22年度～平成26年度）、第2期「柏市ひとり親家庭等自立促進計画」（平成27年度～令和元年度）を策定し、「子育て・生活支援」「就業支援」「養育費の確保支援」「経済的支援」の4つの施策を柱とし、総合的にひとり親家庭等の自立促進を支援してきました。

しかしながら、ひとり親家庭等の多くは、子育てと生計の維持を一人で担い、依然として子育てや生活全般に対する悩みに直面しています。また、子どもが、十分な教育を受けられず、進学や就職において不利な状況となり、子どもたちの世代も貧困に陥ってしまうという、いわゆる「貧困の連鎖」も危惧されます。

国では、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進することが規定されました。さらに令和元年11月には「子供の貧困対策に関する大綱」の見直しが閣議決定されました。

このことから、柏市においては、ひとり親家庭等の生活の安定と向上のために、市民や地域、関係機関、行政等がより一層、密接な連携をとりながら、第2期計画の成果と課題の検証を踏まえて、第3期「柏市ひとり親家庭等自立促進計画」（令和2年度～令和6年度）を策定しました。

2. 計画の位置付け

本計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条第 1 項に規定された「自立促進計画」及び国の基本方針に基づき、また、上位計画である「子ども・子育て支援事業計画」など庁内の関連計画との整合性を図りながら策定するものです。

母子及び父子 並びに 寡婦福祉法（抜粋）	（基本方針） 第十一条 厚生労働大臣は、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。 （自立促進計画） 第十二条 都道府県等は、本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であって母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。 一 当該都道府県等の区域における母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項 二 当該都道府県等の区域において母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項 三 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項 四 前三号に掲げるもののほか、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項
-------------------------------------	--

国の支援策の体系			
「就業・自立に向けた総合支援」			
子育て・生活支援	就業支援	養育費確保支援	経済的支援
例) ・母子父子自立支援員による相談支援 ・ヘルパー派遣，保育所等の優先入所 ・学習支援事業等による子どもへの支援 ・母子生活支援施設の機能拡充 など	例) ・自立支援プログラムやハローワーク等との連携による就業支援の推進 ・母子家庭等就業自立支援センター事業の推進 ・能力開発等のための給付金の支援 など	例) ・養育費相談支援センター事業の推進 ・母子家庭等就業自立支援センター事業等における養育費相談の推進 ・「養育費の手引き」やリーフレットの配布 など	例) ・児童扶養手当の支給 ・母子父子寡婦福祉資金の貸し付け など



第1期・第2期計画は上記の4本柱を据えて施策を推進

3. 計画の対象

本計画の対象は、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦とします。

【言葉の定義】

母 子 家 庭	配偶者のいない女性と 20 歳未満の子どもがいる世帯で、同居親族がいる場合を含む。配偶者が精神上、身体上の障害により長期に渡り労働能力を失っている場合等も含む
父 子 家 庭	配偶者のいない男性と 20 歳未満の子どもがいる世帯で、同居親族がいる場合を含む。配偶者が精神上、身体上の障害により長期に渡り労働能力を失っている場合等も含む
寡 婦	配偶者のいない女性であって、かつて母子家庭として 20 歳未満の子どもを扶養していたことのある方

4. 計画の期間

本計画の期間は、令和 2 年度から 6 年度までの 5 年間とします。ただし、計画期間中であつても国の制度改正などひとり親家庭等を取り巻く環境や社会経済状況の変化により、必要に応じて見直しを行います。

第2章 ひとり親家庭等を取り巻く現状とこれまでの取り組み

1 背景

- 柏市における人口、世帯数は増加するものの、18歳未満の児童数については横ばい
- 児童扶養手当の認定者であるひとり親世帯については、世帯数、児童数ともにほぼ横ばい傾向

項 目		H26 年度	H30 年度
常住人口		406,973 人	422,385 人
うち 18 歳未満		65,017 人	65,772 人
世帯数		169,020 世帯	183,893 世帯
児童生徒数	小学生	21,415 人	21,435 人
	中学生	10,023 人	9,692 人
児童扶養手当 (ひとり親世帯)	認定世帯数	2,720 世帯	2,801 世帯
	受給世帯	2,329 世帯	2,281 世帯
	支給停止世帯	391 世帯	520 世帯
	受給児童数	3,681 人(5.7%) ^{※1}	3,487 人(5.3%) ^{※1}
	未就学児	711 人(19.3%) ^{※2}	561 人(16.1%) ^{※2}
	小学生	1,254 人(34.1%) ^{※2} (5.9%) ^{※3}	1,237 人(35.5%) ^{※2} (5.8%) ^{※3}
	中学生	842 人(22.9%) ^{※2} (8.4%) ^{※3}	763 人(21.9%) ^{※2} (7.9%) ^{※3}
	高校生等	874 人(23.7%) ^{※2}	926 人(26.6%) ^{※2}
離婚率		1.81‰	1.70‰

※ 常住人口、世帯数は各年度 4 月時点、児童生徒数は各年度 5 月時点、児童扶養手当は各年度 12 月時点、離婚率は H26 年及び H30 年の 1 月～12 月の数値

※1 18 歳未満人口に占める割合

※2 受給児童数に占める割合

※3 児童生徒数に占める割合

2 子育て・生活支援

(1) 第2期計画の概要

課題設定	○就学前5歳以下の末子を抱えるひとり親が73.5%。子育てや家事と家計を支えるという多大な負担を抱える ○保育所の優先入所，一時預かり，病時保育，休日保育の要望あり ○子どもだけで家にいる家庭の増加，放課後の子どもの居場所の確保 ○子どもへの十分な高等教育が多様な職業選択や貧困の連鎖防止につながる。親の学び直しも必要 ○安価な家賃等の住居要望あり。公営住宅の優先入居や情報提供が必要 ○住宅取得のための貸付や補助も必要 ○多忙なひとり親の子育ての孤立化，不安や負担の増加を懸念 ○家庭総合支援拠点や家庭訪問型子育て支援の検討
実施対策	①保育サービス ②子どもの学習支援事業 ③公営住宅等への優先入居 ④相談支援体制の充実

(2) 第 2 期における取り組み

①保育サービス

- 未就学児の保育については平成 27 年度から 5 年連続待機児童ゼロを達成
- 5 歳児になると子どもの約 97%が公立・民間保育・幼稚園等に所属（平成 29 年度）
→ 就労のための保育環境は整ってきている

◆保育

（参考：平成 30 年 1 月現在）

年齢	認可保育所 認定こども 園(2・3号)	認可外 保育施設	幼稚園	認定こども 園(1号)	その他
5 歳児 (約 3,600 人)	33.2%	0.3%	54.6%	8.7%	2.9%

※入園保留児童数（平成 31 年 4 月 1 日現在）：153 人

※ 5 歳児以下，4 歳児で 96.7%，3 歳児で 94%が入園

◆学童保育

年度	小 1～3 年生		小 4～6 年生	
	入所児童数	待機児童数	入所児童数	待機児童数
H27	2,307 人	0 人	294 人	24 人
H30	2,864 人	0 人	287 人	53 人

※国は平成 27 年 4 月より対象が 6 年生まで制度拡大（柏市はそれ以前より受入れ済み）

※ 3 年生までの入所数は 1.2 倍に増加。4 年生以上は待機児童が増加

◆一時保育

年度	実施箇所	利用人数
H27	29 力所	15,541 人
H30	26 力所	14,724 人

◆病児・病後児保育

年度	利用状況	
	病児保育	病後児保育
H27	—	1 力所・157 人
H30	2 力所・423 人	1 力所・53 人

◆子育て短期支援事業（ショートステイ）

年度	利用児童数	利用日数			
		日帰り	夜間	宿泊	延べ日数
H27	48 人	65 日	45 日	275 日	385 日
H30	62 人	277 日	63 日	165 日	505 日

※日帰りでの利用者増加

目的	疾病	仕事	出産	育児疲れ	冠婚葬祭	看護	その他
利用日数	30	146	97	52	6	1	70

※平成 30 年度分

※仕事を理由に利用する方が多い

◆ファミリー・サポート・センター事業

年度	利用件数／登録者数	ひとり親利用件数／登録者数
H27	7,950 件／1,113 人	54 件／55 人
H30	10,431 件／1,861 人	43 件／47 人

※ひとり親の登録及び利用は減少傾向

②子どもの学習支援事業

- 平成 27 年度から、様々な家庭環境にあるすべての子どもたちが将来に夢や希望をもてるよう、貧困の連鎖防止を主な目的に実施
- 学力のみならず、親との関わりの欠如などからくる、ひとり親家庭等の子どもに不足がちなコミュニケーション力や自己肯定感等の基礎的な能力の向上に取り組む
- 平成 31 年度から、学校や教育委員会、生活支援課等と連携し、より低い年齢から子どもに寄り添った学習の土台づくりの支援に取り組む体制を強化

◆子どもの生活・学習支援事業（こども未来塾）

年度	利用人数(利用率)	対象人数(小 5・6 年生)
H27	85 人 (17.6%)	483 人
H28	112 人 (24.2%)	462 人
H29	111 人 (23.8%)	466 人
H30	141 人 (28.5%)	494 人

子どもの成績	保護者の満足度
算数独自テストの全国平均点との点差 5 年生:(受講前)-14.9 点⇒(受講後)-1.5 点 6 年生:(受講前)-28.9 点⇒(受講後)-0.3 点	・子どもの学力が向上した (78.9%) ・勉強方法が身についた (52.6%) ・学習意欲が高まった (89.4%) → 子どもが学力向上や学習意欲を実感

※平成 30 年度結果

◆放課後子ども教室

年度	実施小学校	利用延人数(延べ)
H27	30 校／全 42 校	36,468 人
H30	40 校／全 42 校	51,271 人

※各小学校の地域性を生かした学習中心の居場所

③公営住宅等への優先入居

- 市営住宅は市内 13 カ所, 833 戸 (平成 30 年度)
平成以降に建設した住宅は 2 カ所のみ
- ひとり親世帯の入居は 40 世帯 (平成 30 年度)
- 近年入居希望数は減少
- ひとり親世帯は入居抽選において優遇処置はあるものの, 当選確率は 15~25%
- 優遇措置対象がひとり親世帯に限らず, 他の生活困窮世帯との競合が発生

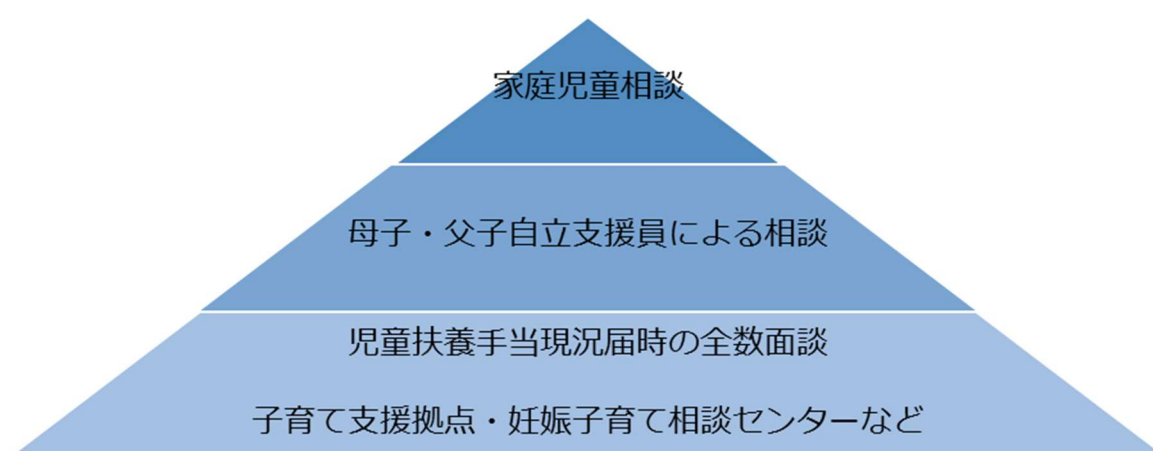
◆市営住宅の入居状況

世帯数		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
新規申込 世帯数	ひとり親世帯	26	25	20	13
	全 体	172	176	192	158
新規入居 世帯数	ひとり親世帯	4	4	5	0
	全 体	25	34	22	23
入居世帯数(全体)		737	721	710	696

④相談支援体制の充実

- ひとり親世帯については、毎年8月の児童扶養手当現況届提出時に窓口にて全数面談を実施。各世帯の状況把握と必要な支援につなげる
- 母子・父子自立支援員の相談は、DV等の家庭紛争と就労に関する相談で、全体の約4割を占める
- 虐待や子どもの養育に課題がある世帯は、家庭児童相談（子ども家庭支援拠点）と連携して対応

【相談体制のイメージ】



◆地域子育て支援拠点（はぐはぐひろば）

年度	箇所数	利用者数	相談者数
H27	—	—	—
H30	2カ所	39,266人	766人

※はぐはぐひろば沼南は平成28年5月に開設

はぐはぐひろば若柴は平成29年11月に開設

※相談者数は、平成29年5月よりはぐはぐひろば沼南にて実施している子育て支援アドバイザーによるもの

◆母子・父子自立支援員による相談事業

相談内容(延べ件数)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
住 宅	109	83	96	63
医療・健康	296	153	161	164

家庭紛争	527	423	463	512
養 育	326	310	353	338
教 育	121	40	66	81
就 労	467	398	471	446
養育費	180	128	118	116
生活保護	48	51	73	54
児童扶養手当	128	112	147	137
母子父子寡婦福祉資金	138	113	129	93
その他	380	273	356	315
合 計	2,720	2,084	2,433	2,319

※DVを含む離婚等の家庭紛争が最多。就労や養育に関する相談が続く

◆家庭児童相談

相談内容(件数)	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
虐 待	289	217	217	711
虐待以外の養護	239	361	422	252
保 健	2	0	2	0
障 害	14	9	25	41
非 行	2	2	2	8
育 成	142	91	155	158
その他	393	348	337	189
合 計	1,081	1,028	1,160	1,359

※平成 30 年度は実績算出方法の変更等により虐待に関する対応件数が増加

◆養育支援訪問事業

年度	延訪問回数	対象世帯数
H27	317 回	44 世帯
H30	621 回	51 世帯

※養育が困難な保護者等に対する支援と指導。対象世帯は増加傾向

(3) 現状分析（柏市ひとり親家庭等実態調査アンケート,実施概要 P.69）と評価

①ひとり親の保育と就労

◆母子世帯の保育状況と就労率

(%)	保育状況				就労率
	保育・幼稚園	認定こども園	家族や親族	その他/不詳	
柏市	76.9	7.1	4.8	11.2	89.2
全国	66.3	7.6	15.9	10.2	81.8

②子どもの学習と居場所

◆親子のかかわり（親の就労や養育と子どもの状況）

母子世帯・複数回答 (%)		毎日 登園登校	遅刻 しがち	休みがち	不登校を 経験	退学を 経験
全 体		76.2	5.7	6.4	10.3	2.1
帰 宅 時 間	午後 6 時前	87.9	6.0	4.5	5.3	0.0
	午後 6～8 時	79.3	4.8	3.6	8.8	1.2
	午後 8 時以降	69.6	13.0	15.2	15.2	8.7
	一定ではない	77.8	6.3	7.9	14.3	4.8
	その他	62.5	12.5	37.5	25.0	12.5

※保護者の帰宅時間が遅い世帯の子どもは、生活等が不規則な傾向

◆不登校を経験している母子世帯

(%)	正規雇用	保護者の収入 200 万円以下	暮らし向き 苦しい	家族旅行 してない	帰宅時間 午後 8 時以降 か不定
全体	37.4	45.0	28.4	67.2	25.0
対象	38.2	47.4	34.2	82.9	32.9

(%)	仕事に疲れて 週に数日以上 家事育児 できない	勤務長時間で 週に数日以上 家事育児 できない	成績 良くない	保護者の 最終学歴が 中卒か高卒	保護者の 健康良くない
全体	53.1	41.0	32.2	50.7	26.7
対象	57.9	47.4	48.7	54.0	47.4

※雇用形態や収入は全体の平均程度だが、暮らし向きは苦しいと感じている

※帰宅時間は早くなく就労が負担。保護者の健康状態も良くない傾向

母子世帯の状況と子どもの成績 (%)		成績 良好	成績 普通	成績良 くない	わから ない	無回答
全 体		27.9	31.2	32.2	1.2	7.5
保護者の収入	200 万円未満	25.2	36.0	31.3	0.9	6.5
	200～400 万円未満	36.5	24.6	31.1	1.2	6.6
	400～600 万円未満	25.0	45.0	15.0	0.0	15.0
	600 万円以上	60.0	0.0	40.0	0.0	0.0
仕事に疲れて、 家事や子育てが できない	毎 日	33.3	23.1	35.8	2.6	5.1
	週に数日	28.1	26.6	37.2	0.5	7.5
	あまりない	26.0	37.8	32.3	0.8	3.1
	ほとんどない	37.8	34.4	21.3	1.6	4.9
	全くない	37.5	62.5	0.0	0.0	0.0
仕事の勤務時間 が長くて、	毎 日	30.6	25.0	38.9	2.8	2.8
	週に数日	27.7	27.0	36.9	0.7	7.9

家事や子育てが できない	あまりない	28.7	36.9	30.0	0.6	3.8
	ほとんどない	34.9	30.3	30.3	1.5	3.0
	全くない	31.6	36.8	15.8	0	15.8
保護者の 最終学歴.	中学校	9.6	20.5	38.4	1.4	30.1
	高等学校	18.2	27.5	29.7	1.7	22.9
	高等専門学校	32.4	29.4	20.6	0	17.6
	大学・大学院	38.9	23.3	18.9	1.1	17.8
	専修学校等	22.5	28.8	24.3	0	24.3
習い事の有無	あ る	33.0	30.7	21.1	0.0	—
	な い	16.6	21.9	28.6	1.5	—

※子どもの成績は、仕事の影響で家事や子育てができていないと認識している保護者ほど、
子どもの成績も良くないと感じている

※保護者の学歴が高い、また習い事をしている方が成績が良い傾向

◆放課後の子どもの居場所

母子世帯 複数回答(%)	こども ルーム	友達と遊ぶ	クラブ・部活	ファミサポ	塾・習い事	親族に預ける	子どもだけ家にいる	家族等と家にいる	アルバイト	その他
帰宅時間 午後 8 時以降 (73 世帯)	5.5 (4)	23.3 (17)	17.8 (13)	1.4 (1)	15.1 (11)	12.3 (9)	37.0 (27)	19.2 (14)	9.6 (7)	6.8 (5)

※子どもだけで自宅で夜間も過ごす割合が一定数ある。親等の大人との関わりが少なくなることへの懸念

③生活や住居

◆母子世帯の住居と預貯金

年度 (%)	持ち家 (本人 名義)	持ち家 (本人以 外名義)	民間 賃貸	公営 住宅	公社・ UR 賃貸	社宅等	同居	その他	無回答
H26	11.0	32.3	44.5	1.8	2.3	0.7	—	2.2	5.2
H30	13.6	31.1	45.7	2.1	2.1	0.8	—	0.8	3.6
全国(H28)	15.2	19.8	33.1	13.1	2.3	—	13.2	2.7	0.6

母子世帯 預貯金 (%)	50万円 未満	50～100 万円未満	100～ 200万円 未満	200～ 300万円 未満	300～ 400万円 未満	400～ 500万円 未満	500万円 以上
全 体	47.7	8.2	10.4	3.1	1.5	1.5	5.9
持ち家	38.5	8.4	12.8	4.0	2.2	2.2	10.0
借 家	55.8	8.1	8.7	2.3	0.6	1.0	2.9

※持ち家：借家＝44.7%：50.7%

※住居が借家であるひとり親世帯の半数以上が預貯金額 50 万円未満

◆暮らし向きと同居人

母子世帯の暮らし向き等と 世帯収入(%)		～100 万円 未満	100～ 200万 円未満	200～ 400万 円未満	400～ 600万 円未満	600 万円 以上	無回答
全 体		11.0	20.5	32.0	6.2	4.4	25.9
同 居	父同居	5.0	8.0	26.0	12.0	14.0	35.0
	母同居	5.7	15.3	29.3	10.2	10.2	29.3
暮らし向き	ゆとりがある	0.0	50.0	25.0	0.0	0.0	25.0
	ややゆとりがある	0.0	20.0	30.0	20.0	20.0	10.0
	普 通	6.8	12.2	40.1	10.2	8.9	21.8
	やや苦しい	8.6	13.5	35.3	7.2	4.2	21.3
	苦しい	20.2	26.6	28.3	1.8	1.2	22.0

母子世帯の暮らし向き(%)	ゆとりがある	ややゆとりがある	普通	やや苦しい	苦しい	無回答
全 体	0.7	1.6	24.1	36.2	28.4	9.0
父同居	1.0	6.0	37.0	31.0	15.0	10.0
母同居	0.6	3.8	32.5	31.2	21.0	10.8

※父や母と同居している母子世帯は全体と比較し世帯収入は高い傾向にあり，暮らし向きも「苦しい」「やや苦しい」の回答の割合は比較的低い傾向

◆子どもの経験

母子世帯の子どもの経験 (%)		家族旅行		レジャー		誕生祝い		毎年服等購入		習い事	
		○	×	○	×	○	×	○	×	○	×
全 体		30.5	67.2	40.8	56.4	88.7	9.8	82.3	16.1	37.0	60.8
世帯収入	～200 万円未満	22.4	75.5	33.9	63.5	86.5	11.5	79.2	18.8	32.3	65.6
	200～400 万円未満	30.8	68.2	46.2	52.8	88.2	10.8	85.1	14.4	45.1	53.3
	400～600 万円未満	55.3	42.1	68.4	28.9	97.4	2.6	94.7	5.3	39.5	60.5
	600 万円以上	51.9	48.1	63.0	37.0	96.3	3.7	92.6	7.4	55.5	44.4
同居	父同居	47.0	52.0	56.0	42.0	93.0	7.0	89.0	10.0	45.0	54.0
	母同居	39.5	58.6	51.0	47.1	92.4	7.6	85.4	14.0	40.1	59.2
暮らし向き	ゆとりある	75.0	25.0	75.0	25.0	100	0.0	100	0.0	50.0	50.0
	ややゆとりある	70.0	30.0	70.0	20.0	100	0.0	100	0.0	60.0	40.0
	普通	52.4	46.3	71.4	27.9	95.9	3.4	93.2	6.8	49.7	49.0
	やや苦しい	28.5	69.2	36.2	61.1	91.4	6.3	83.7	13.6	36.2	61.5
	苦しい	11.0	87.9	19.7	76.9	78.0	20.8	71.1	27.2	26.6	70.5

※○は子どもの経験あり，×は経験なし

※世帯収入 200 万円未満の母子世帯では子どもの経験値が低い傾向

※父や母と同居している母子世帯では，子どもの経験は平均以上

※暮らし向きが苦しいと認識する母子世帯ほど，子どもの経験値は低い傾向

◆健康

母子世帯の悩み	保護者の悩み		
	離婚等の当時	現 在	将 来
自身の健康	9.3%	25.9%	29.8%

母子世帯の健康 (%)	健康状態					
	良 い	どちらかといえ ば良い	普 通	どちらかといえ ば悪い	悪 い	無回答
就労者	18.6	13.1	42.8	18.6	4.8	2.2
不就労者	5.1	8.5	18.6	32.3	28.8	6.8

不就労の理由 (%)	自身の健康	子どもの健康	家族の介護	子どもを見てもらえない	子育てに専念したい	資格取得中	求職中	要件が合わなかった	その他無回答
母子世帯 (59人/610人)	39.0	11.9	1.7	5.1	1.7	6.8	10.2	8.5	15.3
父子世帯 (8人/76人)	37.5	0.0	12.5	12.5	0.0	0.0	12.5	12.5	12.5

母子世帯の健康 (%)		仕事に疲れて家事や子育てができない					
		毎 日	週に数日	あまりない	ほとんどない	全くない	無回答
健康状態	良 い	3.0	29.7	30.7	25.7	9.9	1.0
	どちらかといえ ば良い	1.4	47.9	33.8	15.5	1.4	0.0
	普 通	6.9	46.4	30.0	11.6	1.7	3.4
	どちらかといえ ば悪い	17.8	51.5	22.8	5.9	0.0	2.0
	悪 い	34.6	46.2	15.4	3.8	0.0	0.0

※ひとり親になり、4人に1人が健康に課題や不安を抱えるようになっている

※不就労者の半数が自身や家族の健康や介護により就労できない

※就労者の中でも健康に課題や不安のある母親は、家事や子育てもできていないと認識しており、子どもへの影響も推測

④相談支援

◆おもな情報入手方法

(%)	インターネット		市役所		友人	園や学校	近隣センター
	スマホ	パソコン	窓口	電話			
母子世帯	44.1	17.4	27.5	11.8	8.4	7.0	4.9
父子世帯	32.9	28.9	35.5	15.8	2.6	10.5	7.9

※「入手できていない」：母子世帯 2.8%・父子世帯 2.6%

※上記に記載はないが、支援制度の認知度は約3～4割程度

○保育サービス・子どもの学習支援事業

柏市の母子世帯の就労率は、全国水準よりも高い傾向にあります。そこで、仕事と子育てを一人で担うひとり親家庭の負担を軽減するため、待機児童の解消をはじめ多様な保育サービスを提供してきました。

しかしながら、同居人などの支援が得られにくいひとり親家庭の子どもにおいて、学齢期の子どもの放課後の居場所で「子どもだけで家にいる」など、親等の大人との関わり不足が懸念されます。アンケートでは、親の帰宅時間が午後8時以降になると回答した家庭の15%で、子どもの不登校を経験しているとの結果となりました。また、そのような家庭ほど、子どもの経験や体験が少なく、コミュニケーション力や自己肯定感等の非認知能力が不足しがちなことから、子どもの居場所づくりや学習支援の拡大が求められます。

○公営住宅等への優先入居

ひとり親家庭の公営住宅等への入居希望者数は減少していますが、引き続き、優先入居を図るなど支援が必要です。

○相談支援体制の充実

ひとり親家庭の悩み一つに、自身や家族の健康があげられます。働いていない方の半数が健康問題を抱えていることから、庁内の関係部署と連携して総合的に相談支援する必要があります。

また、ひとり親家庭に関わる事業の認知度と利用率を高めるため、これまで行ってきた広報紙や子育てサイト「はぐはぐ柏」などの電子媒体に加えて、情報発信の手法に工夫が求められます。

3 就業支援

(1) 第2期計画の概要

課題設定	○正社員就業への障害があり, 収入面で不利な状況 ○家事と育児の両立が困難 ○労働環境・雇用者側の配慮等の社会的意識の改善 ○ハローワークなどとの連携を強化した支援 ○資格取得・職業訓練中の経済的支援
実施対策	①ハローワークとの連携を強化し, 情報提供や雇用促進などの支援体制を充実 ②自立支援プログラム策定事業などの支援施策を図る

(2) 第 2 期における取り組み

①ハローワークとの連携強化

- 市役所内にハローワークの出先機関が開設され、速やかにひとり親と母子・父子自立支援員、ハローワーク就労支援ナビゲーターの三者同席のもと就労相談を実施

かしわ就労自立 サポートセンター	○柏市・千葉労働局・ハローワーク松戸による協定締結 ○平成 26 年 1 月、別館 4 階に開所 ○コーディネーター 3 名を常駐 ○生活困窮世帯を対象に原則事前予約のもと相談 ○ひとり親は母子・父子自立支援員が支援につなぐ
---------------------	--

◆相談等実績

(件数)	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
相談対応件数	312	313	307	321
就労件数	203	214	216	192
うちひとり親	33	27	32	24

※就労は非正規雇用も含まれる

②資格取得の促進

- ひとり親，とりわけ母子世帯の就労率の高いものの非正規雇用者が多く，安定した収入が得られないのが現状
- 求人が多く，安定した収入が得られるよう，資格を生かした就労を促進
- 国の給付金に加え，看護師（准看護師含む），介護福祉士，保育士の資格取得を対象に市独自の貸付制度を平成 29 年度から開始
- 資格を取得し就労しているひとり親の多くが収入増加
- 資格取得に興味のあるひとり親に看護師説明会などを開催し，看護学校への入学試験や修学，また看護師の仕事と子育てとの両立などについて看護学校講師等が説明。適切な情報発信によって資格取得への挑戦を後押し

高等職業訓練促進 貸付事業	○平成 29 年度に新設 ○身近で求人が多く安定した収入を得られる職に就くための資格取得促進（看護師，准看護師，介護福祉士，保育士を促進） ○資格取得中の生活費を支援 {給付金（既存事業）約 7 万円に加えて，5 万円を貸付(返済免除付)}
------------------	---

◆高等職業訓練促進給付金事業

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
新規申請	7 人	10 人	8 人	13 人
制度利用中	14 人	21 人	18 人	24 人
修了者	2 人	10 人	5 人	6 人
就労者（就職率）	2 人(100%)	8 人(80%)	5 人(100%)	6 人(100%)

※新規申請者は増加。資格取得及び就労の割合は 80%以上

【制度利用者の資格取得後の就労と収入状況】

	手当受給状況	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
H26 年度 資格 取得 者 (11 人)	全部支給	6 人	1 人	1 人	0 人
	一部支給	1 人	5 人	2 人	1 人
	支給停止	0 人	0 人	3 人	4 人
	資格喪失・ 不明	4 人	5 人	5 人	6 人
	平均所得	155,455 円	1,490,544 円	2,424,440 円	2,777,080 円

※平成 26 年度資格取得者の平均所得は増加。平成 30 年度には全部支給者が 0 人

◆母子家庭等就労自立支援センター事業

介護職初任者・実務者研修

年度	初任者研修		実務者研修	
	受講者	資格取得者	受講者	資格取得者
H27	22 人	22 人		
H28	22 人	16 人		
H29	9 人	8 人		
H30	12 人	11 人	13 人	12 人

※介護の資格は、就学せずに就労しながら取得を目指す傾向

※平成 30 年度から介護福祉士の資格取得に必要な実務者研修を実施

◆自立支援教育訓練給付金事業

年度	支給件数	内訳
H27	2 件	介護初任者 1, 医療事務 1
H28	9 件	介護初任者 3, 介護実務者 2, 初任者 + 実務者 1, 医療事務 2, 宅地建物取引士 1
H29	4 件	介護実務者 3, キャリアコンサルタント 1
H30	14 件	介護初任者 1, 介護実務者 8, 医療事務 2, 保育士 2, 公認内部監査人 1

年度	講座指定 件数	内訳
H27	8 件	介護初任者 2, 介護実務者 2, 初任者 + 実務者 1, 医療事務 1, 宅地建物取引士 1, 登録販売者 1
H28	7 件	介護初任者 2, 介護実務者 1, 医療事務 2, キャリアコンサルタント 1, 旅行業務取扱管理者 1
H29	12 件	介護実務者 9, 保育士 2, 英会話 1
H30	10 件	介護初任者 1, 介護実務者 3, 初任者 + 実務者 3 医療事務 2, 公認内部監査人 1

※介護福祉士初任者及び実務者研修講座の受講者が多く、働きながらの利用が多い傾向

(3) 現状分析（柏市ひとり親家庭等実態調査アンケート）と評価

◆雇用形態と収入

母子世帯の雇用形態と収入 (%)			～100 万円未満	100～ 200万 円未満	200～ 300万 円未満	300～ 400万 円未満	400～ 500万 円未満	500万 円以上	無回答
H26 年度・市調査(無回答あり)			22.6	33.1	20.2	12.9	3.2	2.7	5.2
H30 年度・市調査(無回答あり)			19.2	25.7	19.5	13.0	2.8	2.0	17.8
H26 年度・市調査(無回答なし)			23.9	34.9	21.3	13.7	3.4	2.9	—
H30 年度・市調査(無回答なし)			23.4	31.3	23.8	15.8	3.4	2.4	—
H28 年度・国調査			22.3	35.8	21.9	10.7	9.2		0.0
雇 用 形 態	正規雇用	37.4	6.6	15.4	26.8	26.8	6.6	4.8	13.2
		36.2	3.9	21.9	31.4	21.5	21.3		0.0
	派遣社員	4.9	13.3	43.3	36.7	3.3	0.0	0.0	3.3
		3.8							
	契約社員	7.4	8.9	28.9	35.6	8.9	2.2	0.0	15.6
	パート・アルバイト	33.1	26.7	40.1	9.4	2.5	0.0	0.5	20.8
		35.8	30.1	52.9	14.3	2.4	0.4		0.0
	会社役員	0.7	25.0	0.0	25.0	50.0	0.0	0.0	0.0
		0.8							
	自営業・家業	2.8	29.4	29.4	11.8	11.8	5.9	0.0	11.8
		3.2							
	その他	0.7	25.0	50.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		2.0							
	不就労	7.9	54.2	10.4	12.5	4.2	0.0	0.0	18.8
		9.4							
	無回答	5.1							
		8.8							

※雇用形態別の収入は、上段が柏市、下段が全国

※国調査では「パート・アルバイト等」

※平成 26 年度の柏市の雇用形態

正規雇用：36.3%，派遣・契約社員・パート・アルバイト：47.5%

平成 30 年度

正規雇用：37.4%，派遣・契約社員・パート・アルバイト：45.4%

雇用形態は前回調査から大きな変化はない

※国調査

正規雇用：36.2%，派遣・契約社員・パート・アルバイト：39.6%

パート・アルバイトなどの非正規雇用の割合は柏市の方が若干多い

※収入 200 万円未満の割合は正規雇用で 22%，パート・アルバイトでは 67%

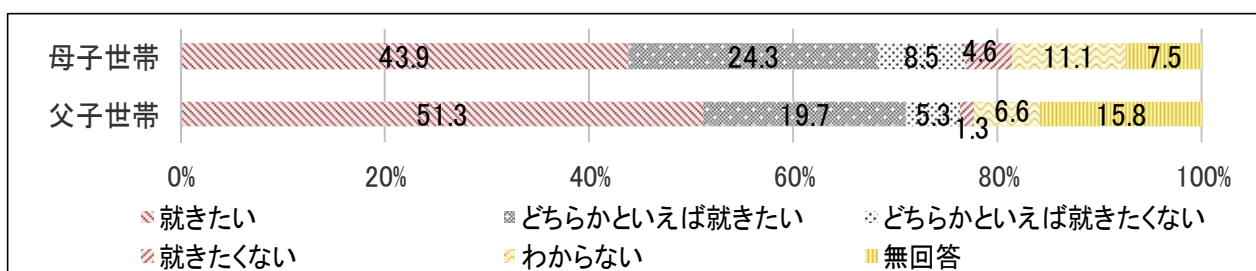
◆職業と学歴

母子世帯と雇用形態・ 職業と学歴(%)		正規雇用	派遣社員	契約社員	パート・ アルバイト
全 体		37.4	4.9	7.4	33.1
中 学 校	12.0	23.3	4.1	6.8	46.6
高 等 学 校	38.7	37.7	4.7	7.2	32.6
高等専門学校	5.6	32.4	8.8	2.9	41.2
大学・大学院	14.8	46.7	1.1	17.8	26.7
専修学校・各種学校	18.2	41.4	5.4	3.6	36.0

※大学等及び専修学校卒業の母子世帯の母親は、半数近くが正規雇用

※中学校卒業では半数近くがパート・アルバイト

◆正規雇用での就労



※正規雇用での就労について就労者も含めて希望調査

※「どちらかといえば就きたい」を含めると、約 7 割近くが正規雇用を希望

※母子世帯のうち正規雇用を望む方は約 44%。既に正規雇用で就労する母子世帯の母親は約 37%。非正規雇用で就労する母親のうち正規雇用「就きたい」との回答は約 26%

◆雇用形態と転職希望

母子世帯の雇用形態 と転職希望(%)	転職希望	
	したい	したくない
正規雇用	36.0	61.8
派遣社員	53.3	40.0
契約社員	51.1	48.9
パート・アルバイト	40.6	51.0

※パート・アルバイトで就労する母親で転職を希望する割合は約 4 割

◆雇用形態と家事・子育てとの両立①

母子世帯の雇用形態 と家事等(%)	仕事に疲れて家事や子育てができない					
	毎 日	週に数日	あまり ない	ほとんど ない	全くない	無回答
正規雇用	11.5	47.6	25.1	11.9	2.8	2.9
派遣社員	6.2	43.3	23.3	13.3	10.0	3.3
契約社員	6.7	44.4	28.9	20.0	0.0	0.0
パート・アルバイト	7.0	41.0	33.5	12.0	4.0	2.5

※仕事の影響で毎日家事や育児ができないと認識している母親の割合は、正規就労者のほうが非正規就労者よりも多い

◆雇用形態と家事・子育てとの両立②

母子世帯の雇用形態 と家事等(%)	仕事の勤務時間が長くて家事や子育てができない					
	毎 日	週に 数日	あまり ない	ほとんど ない	全く ない	無回答
正規雇用	11.9	39.2	31.3	11.9	3.1	2.6
派遣社員	3.3	33.3	36.7	13.3	10.0	3.3
契約社員	6.7	42.2	31.1	20.0	0.0	0.0
パート・アルバイト	5.0	25.0	42.0	17.5	8.0	2.5

※正規就労者の約 5 割が週に数日以上、勤務時間が長くて家事や育児ができないと回答。

パート・アルバイトでは、7 割近くがそのような状態ではないと感じている

◆雇用形態と労働時間・勤務地等

母子世帯の雇用形態 と労働時間(%)	1日の労働時間					
	～3時間 未満	3～6時 間未満	6～9時 間未満	9～12 時間未満	12時間 以上	無回答
正規雇用	0.0	0.4	63.9	30.0	3.1	2.6
派遣社員	0.0	0.0	73.3	23.3	0.0	3.3
契約社員	0.0	0.0	80.0	17.8	0.0	2.2
パート・アルバイト	2.0	19.0	70.0	4.5	1.0	3.5

※正規雇用者の3割以上が1日9時間以上の就労

母子世帯の雇用形態 と帰宅時間(%)	帰宅時間				
	午後 6時前	午後 6時～8時	午後 8時以降	一定でない	その他
正規雇用	11.0	58.3	15.4	14.0	0
派遣社員	10.0	60.0	20.0	6.7	0
契約社員	20.0	46.7	24.4	6.7	2.2
パート・アルバイト	41.1	33.2	8.9	9.9	3.5

※帰宅時間を不定と回答する割合は正規雇用が多い

※パート・アルバイトでは4割が午後6時前に帰宅。午後8時以降の帰宅は約1割

母子世帯の雇用形態 と勤務地(%)	勤務地			
	柏市内	千葉県内 (柏市外)	都 内	それ以外
正規雇用	51.8	29.8	12.7	4.4
派遣社員	50.0	26.7	16.7	3.3
契約社員	46.7	28.9	17.8	4.4
パート・アルバイト	68.9	19.3	7.4	1.0

※市内で就労している割合はパート・アルバイトが最も多く約7割

※正規雇用や派遣、契約社員では市内で就労しているのは半数程度

◆雇用形態と学校の成績

母子世帯と雇用形態・ 職業と学歴(%)	学校の成績						
	良 好	まあま あ良好	普 通	あまり 良く ない	良く ない	わから ない	無回答
正規雇用	9.8	19.1	34.5	20.1	9.3	0.5	6.7
派遣社員	11.1	14.8	29.6	25.9	7.4	0.0	11.1
契約社員	10.5	23.7	28.9	18.4	13.2	2.6	2.6
パート・アルバイト	11.9	16.9	28.8	25.0	11.9	1.3	4.4

※子どもの学校の成績が「あまり良くない」「良くない」との回答の割合は、正規就労者で約 3 割、パート・アルバイトでは約 4 割

■子どもの年齢と仕事選び

母子世帯の仕事 選びの基準と 末子の年齢(%)	末子の年齢					
	未就学	小学生 (低学年)	小学生 (高学年)	中学生	高校生 以上	無回答
全 体	20.7	19.0	18.2	16.1	20.5	5.6
収 入	19.3	19.1	18.3	15.8	21.1	6.4
仕事の内容	14.8	15.4	18.3	17.8	28.4	5.3
労働時間	26.0	30.0	12.0	14.0	12.0	6.0
勤務時間	27.2	21.2	21.9	14.6	11.9	3.3
勤務地	16.9	23.5	16.9	16.9	21.3	4.5
休日取得	23.8	23.8	26.7	16.2	6.7	2.9
残業量	50.0	0.0	37.5	12.5	0.0	0.0
職場環境	32.3	8.1	14.5	16.1	24.2	4.8
経験業種	22.2	16.7	11.1	16.7	27.8	5.6
資格活用	18.5	25.9	11.1	11.1	25.9	7.4
正規雇用	20.5	13.7	11.0	15.1	32.9	6.8

※未就学等、末子の年齢が低い世帯では労働時間や残業等を仕事選びにおいて優先し、高校生以上になると正規雇用や収入を優先している傾向

◆資格等を生かした職業と収入

母子世帯の職業 と収入(%)	～100 万円未 満	100～ 200万 円未満	200～ 300万 円未満	300～ 400万 円未満	400～ 500万 円未満	500 万円以 上	無回答
全 体	19.2	25.7	19.5	13.0	2.8	2.0	17.8
専門・技術職	12.1	20.9	20.9	24.3	6.1	4.3	11.3
事 務	13.2	22.5	27.1	17.1	6.3	1.6	12.4
販 売	19.0	31.0	19.1	7.1	0	4.8	19.0
サービス	15.7	37.2	22.3	9.9	0.8	0.8	13.2
生産工程	25.0	45.0	15.0	0	0	0	15.0
輸送・機械運転	25.0	25.0	12.5	12.5	0	0	25.0
運搬・清掃・包装	24.0	36.0	8.0	0	0	0	32.0

※専門・技術職では 300 万円以上の就労収入のある母子世帯は約 35%と、比較的多い

※生産工程、輸送、運搬、清掃等の就労では、100 万円未満の世帯が約 25%であり、
200 万円未満は 50～70%

○ハローワークとの連携強化

柏市では、母子世帯の就労率の高いものの、正規雇用での就労は 37.4%、非正規雇用での就労は 45.4%と、依然として非正規雇用率が高い状況にあります。ただ、正規雇用を望む方は約 44%と、勤務地や勤務時間などの条件から、就労したくても正規雇用を選択できない実状にあると考えられます。

そこで、ひとり親家庭が身近な場所での子育てと両立できる就労環境の整備に向けて、市内事業者等へ雇用機会の創出と啓発が求められます。その上で、市役所内にあるハローワークの出先機関との連携も必要です。

○資格取得の推進

資格取得中の生活を支援する給付金に加えて、市独自の貸付制度を創設しました。看護師等の資格を取得して就労しているひとり親の中には、児童扶養手当を受給せずに自立した生活を送る家庭も多く、高い効果を得ています。引き続き、資格の取得促進を図っていきます。

4 養育費確保支援

(1) 第 2 期計画の概要

課題設定	○取り決めして、かつ実際に受け取れているのは3割程度 ○養育費を受け取らない理由は「相手と関わりたくない」が多い ○社会的認知の向上、広報啓発が必要 ○気軽に相談できる相談窓口
実施対策	①専門相談等による支援体制の充実 ②社会的認知を高める普及啓発の推進 ③ガイドブック等の作成・配布

(2) 第 2 期における取り組み

①専門相談等による支援体制の充実

- 養育費に係る相談は、母子・父子自立支援員による相談と弁護士による法律相談を実施
- 弁護士による法律相談は、毎月原則1日開催。1日3人、1人あたりの相談時間は1時間
- 弁護士相談は、平成29年度は試験的に4日実施。平成30年度からは本格実施
- 平成30年度の法律相談は、計14回開催、34人が利用

◆母子・父子自立支援相談事業（養育費相談の実績）【再掲】

H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
180 件	128 件	118 件	116 件

◆弁護士による法律相談事業（実績）

H29 年度	H30 年度
13 人	34 人

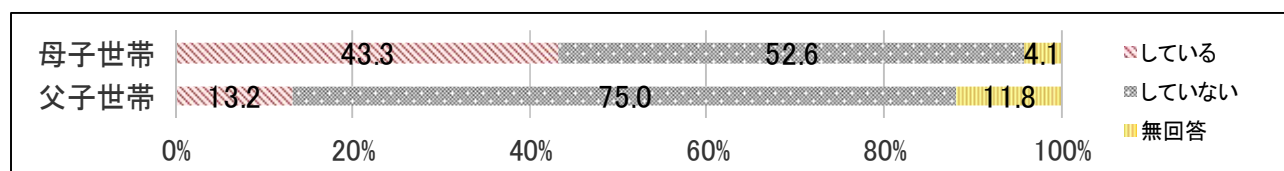
※平成 29 年度に試行的に実施。平成 30 年度から本格実施

②社会的認識を高める普及啓発の推進・③ガイドブックの作成・配付

- 市民課と連携し，市民課や市内各出張所窓口で離婚届を取りに来た市民に対し，国が委託する養育費相談支援センター作成のリーフレット「養育費・面会交流～離れて暮らす親と子の絆のために～」を配布。離婚前の養育費等の取り決めを促す
- リーフレットと合わせて，法律相談のチラシを配布。離婚前の相談を促す

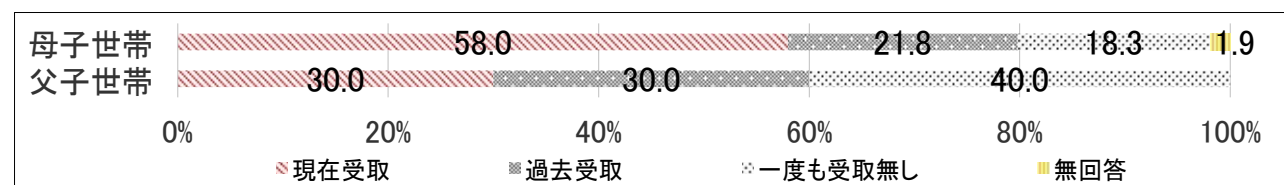
(3) 現状分析（柏市ひとり親家庭等実態調査アンケート）と評価

◆取り決め状況



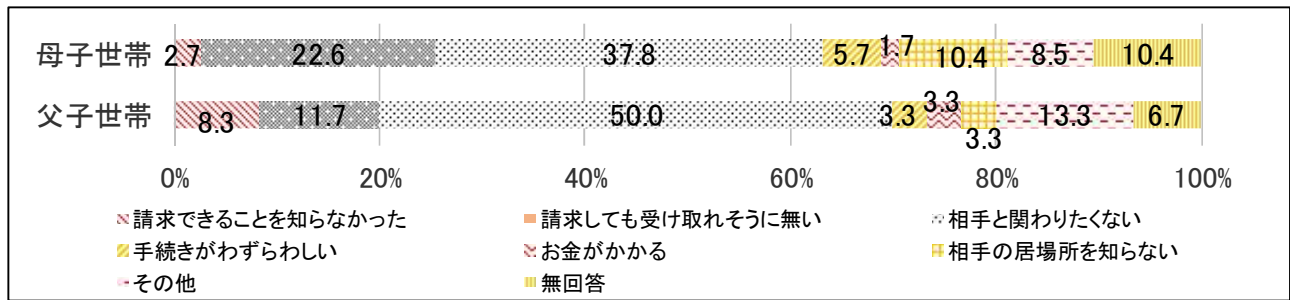
※平成 30 年度調査時では，養育費の取り決めをしている世帯は全体で 39.9%。平成 26 年度調査時の 50.5%を約 10 ポイント下回る

◆取り決めた者の受け取り状況



※養育費の取り決めを行っている世帯のうち，現在も養育費を受け取っている世帯については，全体で 57.0%。平成 26 年度調査時の 38.3%を 18.7 ポイント上回る

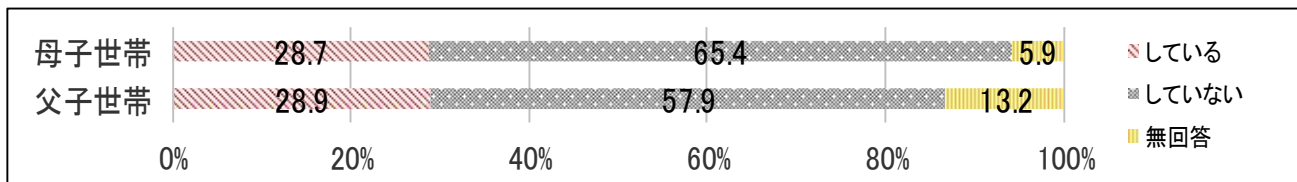
◆請求しない理由



※請求できることを知らない母子世帯は約3%

※請求しない理由は、約6割が「相手と関わりたくない」「請求してもらえない」

◆面会交流の実施



※母子世帯において、面会交流は養育費以上に取り決めしている割合が少ない

※面会交流を取り決めない理由も「相手と関わりたくない」で全体の26.5%

◆養育費の受け取りと世帯収入

母子世帯の養育費の 受け取り状況と世帯収入(%)	～100 万円未 満	100～ 200万 円未満	200～ 300万 円未満	300～ 400万 円未満	400～ 500万 円未満	500万 円以上	無回答
全 体	11.0	20.5	18.0	14.0	4.9	5.7	25.9
現在受け取っている	6.6	21.7	20.4	16.8	6.6	7.8	19.9
過去に受け取ったことある	13.0	15.3	20.0	17.7	4.7	7.1	22.4
一度も受け取ったことない	13.6	21.5	17.2	12.0	4.8	4.7	26.0

※養育費を受け取っている母子世帯の世帯収入は、100万円未満の世帯数は6.6%、受け取ったことがない世帯等と比較して少なく、400万円以上の収入のある世帯は14.4%と、受け取ったことがない世帯等と比較して多い

◆養育費に関する相談経験と受け取り状況

母子世帯の養育費の 受け取り状況と相談(%)		現在受け取って いる	過去には受け取 ったことがある	一度も受け取っ たことがない	無回答
全 体		27.2	13.9	50.5	8.4
相談経験あり	18.5	44.2	15.9	36.3	3.5
相談経験なし	70.2	21.3	15.2	60.0	3.5

※養育費に関する相談経験のある母子世帯では、44.2%が養育費を現在受け取っている

※相談経験のない母子世帯は70%。うち60%が養育費を受け取ったことがない

◆法律相談利用者と受け取り状況

母子世帯の法律相談利用者と 養育費の受け取り状況 (%)		現在受け取って いる	過去には受け取 ったことがある	一度も受け取っ たことがない	無回答
全 体		27.2	13.9	50.5	8.4
法律相談利用あり	5.2	43.8	18.8	34.4	3.1
法律相談利用なし	56.9	28.0	14.1	53.3	4.6

※市主催の法律相談の利用者においても、約43.8%が養育費を現在受け取っている

○専門相談等による支援・普及啓発の推進

養育費については、母子世帯の70.2%が相談経験もなく、「請求先である相手と関わりたくない」「請求しても受け取れそうにない」との理由から、取り決めや請求に至らない実状にあります。

しかしながら、相談経験のある母子世帯では、44.2%が養育費を現在受け取っており、相談経験のない母子世帯の21.3%と比べて20ポイント以上高く、相談の効果が表れています。弁護士による法律相談事業は、平成29年度の試行的実施後、平成30年度からは毎月実施しています。

養育費の受け取りは、子どもの健やかな成長に必要不可欠なものであり、引き続き養育費の重要性を訴え、社会的認識を高める普及啓発の推進とともに、母子・父子自立支援員や弁護士などによる専門相談の充実を図る必要があります。

その一方で、やむを得ずに相手と関わりを持てない方が養育費を受け取れる支援を、民間事業者と連携するなど検討が求められます。

5 経済的支援

(1) 第2期計画の概要

課題設定	○家計を圧迫する教育(費)
実施対策	①各種手当や貸付・助成制度の情報提供や相談支援等による制度の有効活用を促進 ②父子家庭への対象拡大に伴う周知徹底と支援拡充

(2) 第2期における取り組み

①情報提供や相談支援等による制度の有効活用の促進

- 離婚等により児童扶養手当申請時における面談を実施し、ひとり親サポートガイドに基づき各種の支援制度の説明
- 年に一度の現況届提出時の面談を実施し、困りごとや悩み事を伺い、必要に応じて母子・父子自立支援員が相談を対応
- 各支援制度の相談時には、母子・父子自立支援員が対応し、求める支援だけでなく生活全般をコーディネート

◆児童扶養手当新規認定請求数

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
新規認定請求数	336件	316件	332件	317件

②父子家庭への周知及び支援

- 母子世帯と変わらず父子世帯についても同様の支援
- 児童扶養手当認定請求や現況届提出の際にサポートガイド等を配付，面談

◆平成 30 年度母子・父子自立支援員相談件数（母子・父子別，延べ）

相談件数	養育	就労	児童扶養手当	家庭紛争	養育費
父子世帯	8 件	8 件	5 件	5 件	5 件
母子世帯	286 件	438 件	132 件	507 件	111 件

③教育(費)に係る支援

◆就学援助認定率

対象(%)	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
小学生	8.46	8.33	8.38	8.20
中学生	11.90	11.62	11.52	11.36
合 計	9.55	9.37	9.37	9.18

※平成 27 年度以降，中学校の入学準備金新設（28 年度），P T A 会費・小学校の入学準備金新設（29 年度），新入学学用品費・入学準備金増額（30 年度）等について見直しを実施

◆学習支援事業【再掲】

年度	利用人数(率)	対象人数(小 5・6 年生)
H27	85 人 (17.5%)	483 人
H28	112 人 (24.2%)	462 人
H29	111 人 (23.8%)	466 人
H30	141 人 (28.5%)	494 人

※平成 29 年度に実施した対象児童のいる世帯への認知度調査は約 90%

※参加しない理由の多くが，実施会場（柏駅前）へのアクセスや実施時間によるもの

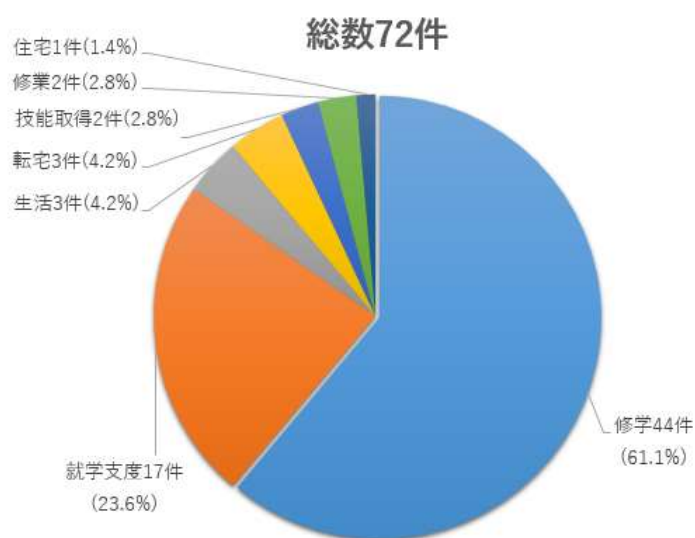
④その他経済的支援

◆母子父子寡婦福祉資金貸付

新規貸付件数	修学 資金	就学支 度資金	修業 資金	技能取 得資金	生活 資金	転宅 資金	住宅 資金
H27 年度	8 件	4 件	0 件	2 件	1 件	1 件	0 件
H28 年度	15 件	7 件	1 件	0 件	0 件	1 件	0 件
H29 年度	13 件	5 件	1 件	0 件	1 件	1 件	1 件
H30 年度	8 件	1 件	0 件	0 件	1 件	0 件	0 件

※多くが子どもの就学に係る経費の貸付

■ 資金別新規貸付件数(H27-30)

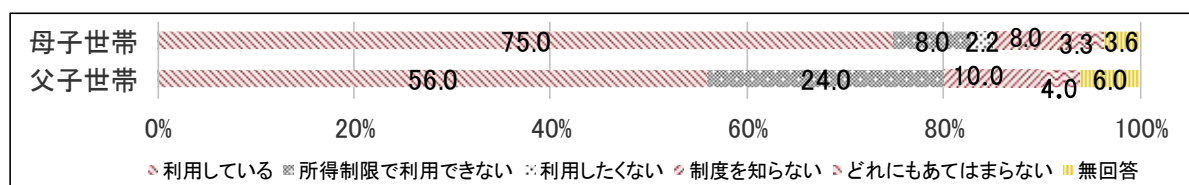


◆児童扶養手当

手当支給者数 (人)	受給認 定者数	受給 者数	全部支 給者数	一部支 給者数	全部停 止者数	支給金額 (千円)
H27 年度	2,851	2,438	1,146	1,292	413	1,056,427
H28 年度	2,829	2,422	1,110	1,312	407	1,071,094
H29 年度	2,795	2,340	1,014	1,326	455	1,083,791
H30 年度	2,826	2,304	1,236	1,068	522	1,063,644

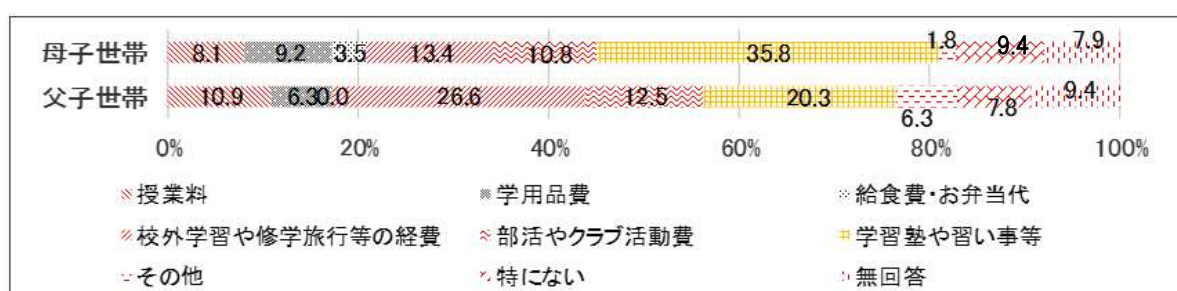
(3) 現状分析（柏市ひとり親家庭等実態調査アンケート）と評価

◆就学援助の利用状況



※「制度自体をよく知らない」との回答が母子世帯で8%, 父子世帯で10%

◆負担の大きい教育費

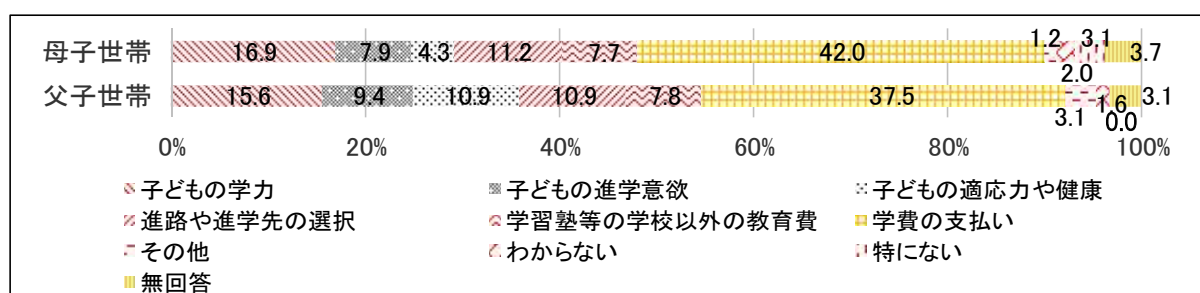


※母子世帯では35.8%が「学校以外の教育費」が負担の大きいと回答

父子世帯では「校外学習や修学旅行等の経費」で26.6%

※「部活動やクラブ活動費」「学用品費」は1割程度が負担と感じている

◆子どもの進学への心配事



※母子・父子世帯ともに「学費の支払い」が子どもの進学に関する心配事として最も多く、約4割、次いで、「子どもの学力」約15%、「進路や進学先の選択」が約10%

◆国等における進学に係る支援

令和2年度から高等教育の無償化や給付型奨学金制度の拡大が予定されている。ひとり親家庭の子どもが経済的な理由により進学を諦めることなく、学習に取り組める環境が整備されてきている。

【教育に係る国の施策について】

① 高等教育の無償化（国）

○実施時期：令和2年4月{令和2年度在学生から(既に入學している学生も)対象}

○対象者：低所得世帯（非課税世帯等）の学生

例）両親と学生本人と中学生の4人世帯の場合

年収約270万円まで非課税世帯

約300万円までには2/3を支援

約380万円までには1/3を支援

○対象校：大学、短大、高等専門学校・専門学校（国が定める要件あり）

○支援策：ア）給付型奨学金の支給

日本学生支援機構による支給（国全額負担）

大学 短期大学 専門学校	国公立	自宅生	約35万円
		自宅外生	約80万円
	私立	自宅生	約46万円
		自宅外生	約91万円

※高専の学生には、大学の5～7割の額を措置

イ）授業料・入学金の減免

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

② 高等学校等就学支援金制度（国）

○実施時期：平成 26 年 4 月

○対 象 者：市民税所得割額と道府県民税所得割額の合算額が 50 万 7,000 円未満
例）両親と高校生と中学生の 4 人世帯の場合
年収約 910 万円未満

○対 象 校：高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校など（国公立・私立）

○支 援 策：授業料

公立高校	全日制	9,900 円／月
	定時制	2,700 円／月
	通信制	520 円／月
高等専門学校		9,900 円／月
専 修 学 校		9,900 円／月

※私立高等学校等は，世帯収入に応じて 9,900 円を 1.5～2.5 倍

参考）年収 350 万～590 万円：1.5 倍

年収 250 万～350 万円：2.0 倍

年収 ～250 万円：2.5 倍

③ 私立高等学校等授業料減免制度（県）

○対象者：ア 生活保護受給世帯，県民税及び市民税の所得割合算が 85,500 円未満

イ 県民税及び市民税の所得割合算が 292,500 円未満，被災者，その他

○対象校：私立高等学校，私立中等教育学校(後期課程)，私立専修学校高等課程等

○支援策：

アの対象者	授業料から就学支援金を除いた差額を免除
イの対象者	授業料 2／3 から就学支援金を除いた差額を免除

④ 私立高等学校等入学金軽減制度（県）

○対象者：ア 生活保護受給世帯

イ 県民税及び市民税の所得割合算が 85,500 円未満

○対象校：私立高等学校，私立中等教育学校(後期課程)，私立専修学校高等課程等

○支援策：

アの対象者	入学金の 1/2
イの対象者	または 5 万円のいずれか低い方の額

⑤ 高校生等奨学給付金（県）

○対象者：ア 生活保護受給世帯

イ 県民税及び市民税の所得割が非課税の世帯

○対象校：私立高等学校，私立中等教育学校(後期課程)，私立専修学校高等課程等

○支援策：

生活保護受給世帯		52,600 円／年
保護者等全員の県民税及び市民税の所得割が非課税の世帯（全日・定時制）	兄弟姉妹	89,000 円／年
	の有無等	138,000 円／年
保護者等全員の県民税及び市民税の所得割が非課税の世帯（通信制）		38,100 円／年

○教育（費）に係る支援

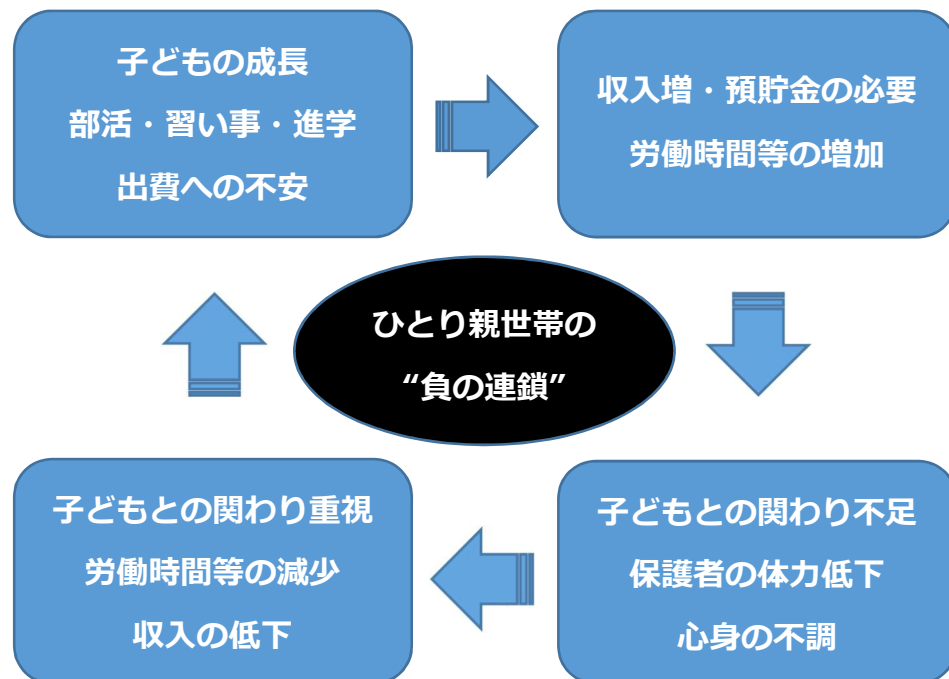
多くのひとり親家庭では，子どもの成長とともに増える教育費や進学費の不安と負担を抱えています。そのような中で，母子父子寡婦福祉資金貸付の多くが，高校・大学などの進学時に必要な修学資金と就学支度資金を占めており，この貸付制度が子どもの教育資金を支えてきました。今後も各事業を通じて，教育費に対する不安と負担の解消に努めます。

また，令和 2 年度から開始される高等教育の無償化は，返済義務のない給付型奨学金と授業料等の減免による支援であり，経済的な理由により進学等を諦めていたひとり親家庭にとって重要な施策であり，その他の国や県等の支援策とあわせて，十分な情報発信に適時適切に努めていく必要があります。

6 課題

施策の柱	課題の概要	求められる支援
子育て・生活支援	○同居人などの支援が得られにくい環境 ○親と子どもの関わり不足 ○不足する子どもの経験や体験と非認知能力 ○住宅費の負担 ○健康に不安や問題を持つ保護者の増加 ○事業等の情報発信, 事業の低い認知度と利用率	○親との関わり不足を補完する子どもの居場所や学習支援 ○住宅に係る支援
就業支援	○就労率の高いものの非正規雇用率が高い状況に変化がない ○正規雇用を選択できない実状（勤務地, 勤務時間, 残業, 帰宅時間, 子育て等との両立） ○求められる身近な場所で子育てと両立でき安定した収入が得られる就労環境	○資格取得の促進 ○市内事業者等へ雇用機会と就労環境に係る啓発
養育費確保支援	○養育費を請求できることは認知しつつも, 請求に至らない実状 ○請求しない理由は「相手と関わりたくない」「請求しても受け取れそうにない」 ○母子世帯の7割が相談経験なし	○相談の充実 ○民間事業者との連携
経済的支援	○子どもの成長とともに増える教育費や進学費の不安と負担	○教育の無償化等に係る情報発信

【ひとり親世帯の“負の連鎖”イメージ図】



1 基本理念

すべてのひとり親家庭等に“あんしんの環”を

厚生労働省が平成 28 年に実施した国民生活基礎調査によると、平成 27 年の相対的貧困率は 15.7%であり、子どもの貧困率は 13.9%と 7 人に 1 人の子どもが「相対的貧困」であると示されています。これは、平成 24 年のデータと比較すると、相対的貧困率は 0.4 ポイント、子どもの貧困率は 2.4 ポイント、それぞれ改善されています。

しかしながら、ひとり親世帯においては、50.8%が「相対的貧困」にあるとされ、平成 24 年の 54.6%から改善傾向にはあるものの、これはほぼ半数が依然として厳しい生活状況にあることを示しています。

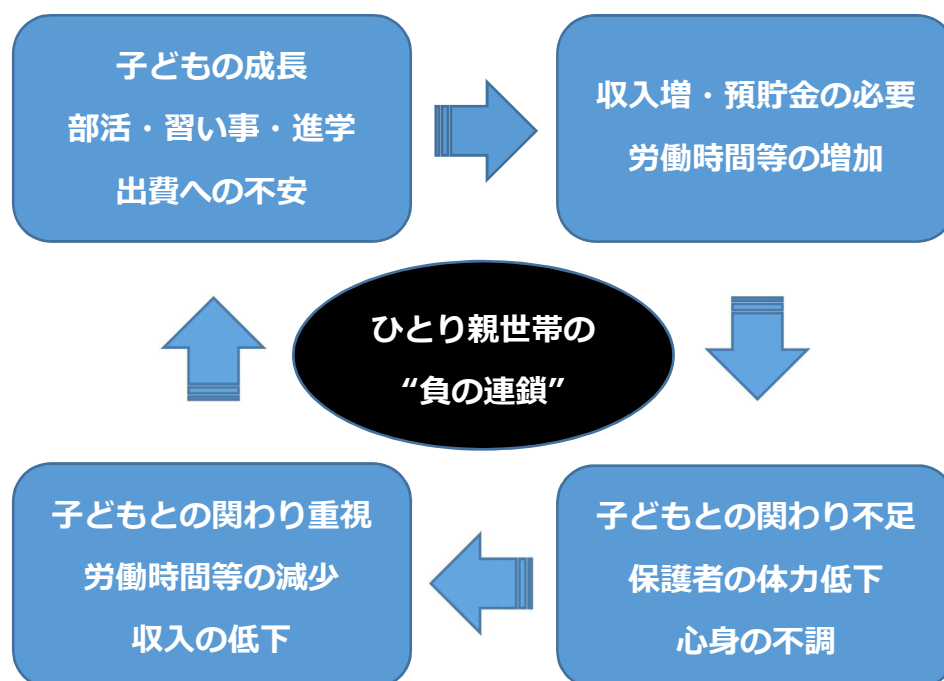
国では、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、平成 26 年に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。国と地方公共団体の関係機関相互の密接な連携のもと、その対策に向けて総合的に取り組むことが求められています。平成 27 年からは、経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭等が増加傾向にあるとし、「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」を含めた「すくすくサポート・プロジェクト」が取りまとめられました。さらに令和元年には「子供の貧困対策に関する大綱」の見直しが行われ、現在から将来にわたり、すべての子どもたちが夢や希望を持てる社会を目指すとともに、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子どもを第一に考えた支援を包括的かつ早期に実施することを目的に掲げました。

そのような中、柏市においても、平成 22 年度から取り組んでいる「ひとり親家庭等自立促進計画」に加え、平成 28 年度には「子どもの貧困対策推進計画」を策定し、「すべての子どもたちが、自身の努力の及ばない不利な環境により将来への道を閉ざすことなく、夢と希望を持って安心して育つことができるまちづくり」に向けた対策を進めていますが、とりわけ、仕事と子育てをひとりで担わなければならないひとり親やその家庭の子どもが抱える課題は、複雑かつ困難なケースも多く、ひとり親家庭が孤立することなく、社会全体で応援し、支援につながる仕組みが求められています。

「子どもの貧困対策」における課題は、経済的困窮にある世帯の子どもたちが、十分な教育を受けられず、進学や就職において不利な状況となり、収入が高い職業に就けず、子どもたちの世代も貧困に陥ってしまうという、いわゆる「貧困の連鎖」にあるとされていますが、加えてひとり親家庭には、次のような特有の“連鎖”が見受けられます。

ひとり親世帯では子育てと生計の維持を一人で担わなければならないため、子どもの成長とともに必要となる教育費等への経済的不安を抱えると、保護者は労働時間を増やし収入や預貯金の増加を図らざるを得ません。その後、就労によって経済的な不安は解消されていく一方で、子どもとの関わりが不足してしまい、生活や学習の習慣が乱れるなどの子どもの健やかな成長に関わる新たな課題が生じてしまう傾向にあります。しかし、子どもとの関わりの時間を重視すると、今度は労働時間が不足し十分な収入が得られず、将来への経済的不安が大きくなりがちです。このような“負の連鎖”のため、多くのひとり親世帯が十分な収入を得られない状況にあると考えられます（ひとり親世帯の“負の連鎖”イメージ図参照）。

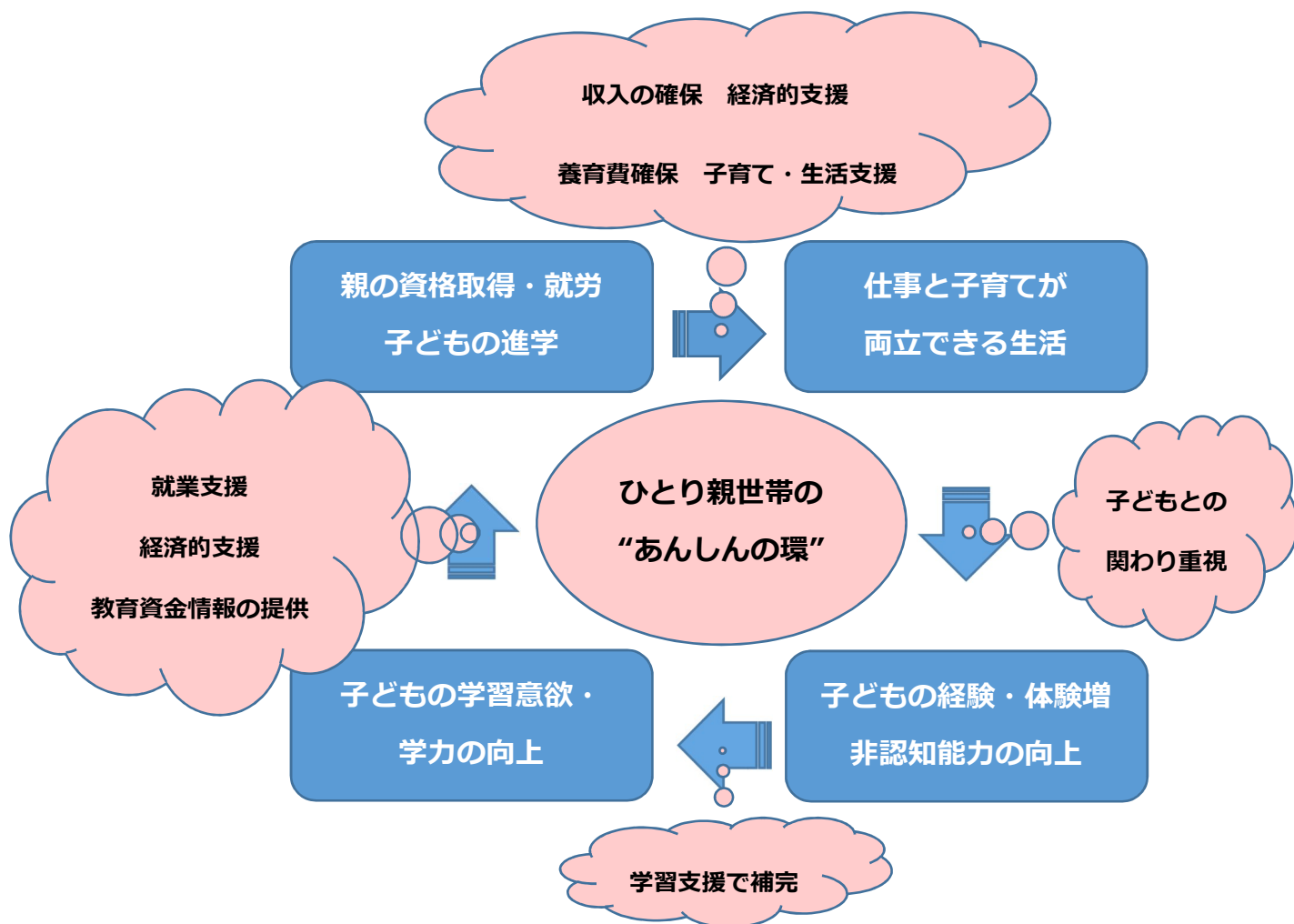
【再掲・ひとり親世帯の“負の連鎖”イメージ図】



そこで、令和2年度から5か年計画で始まる第3期柏市ひとり親家庭等自立促進計画では、基本理念に「すべてのひとり親家庭等に“あんしんの環”を」を掲げます。

ひとり親家庭の経済的自立と安定した生活への支援に取り組むことで、親の資格取得や就労が進み、保育サービス等を通じた仕事と子育ての両立できる環境が生まれます。それに伴い、生活の安定とともに保護者にも精神的な余裕が生まれ、子どもとの関わりは増し、家族旅行やレジャー、習い事などの子ども自身の経験・体験が増えることによって、学習意欲・学力も向上し、子どもが進学や就職することで、将来の経済的自立を促す—という姿を描きます（ひとり親世帯の“あんしんの環”イメージ図参照）。

【ひとり親世帯の“あんしんの環”イメージ図】



第3期計画においては、このような“あんしんの環”となる環境を目指して、第2期計画における成果と課題から見直しを図り、庁内外の関係部署・機関と連携をさらに深めます。

あわせて、令和元年度に見直された「子供の貧困対策に関する大綱」や令和2年度から始まった「千葉県ひとり親家庭等ふれあいサポートプラン（第4期計画）」などの国や県の方針・動向、「子ども・子育て支援事業計画」など庁内の関連計画との整合性を図りながら、「子育て・生活支援」「就業支援」「養育費確保支援」「経済的支援」「相談支援」の5つの基本目標を設定し、各自立支援施策について計画的に推進していきます。

2 基本的な視点

施策に向けての4つの視点

この計画は、第2期までの取り組みや課題を踏まえて、ひとり親家庭の生活の安定と、そのような家庭にある子どもたちが、将来向かって夢や希望を持って地域で生活できるよう、以下の4つを基本的な視点として取り組みます。

① 必要な支援に結び付けられる仕組みづくり

ひとり親家庭においては、第2期計画までの取り組みの中でも、複雑かつ困難な課題を抱えるケースが増え、一人ひとりの親や子どもに寄り添った対応が求められているところです。また、ひとり親アンケート調査の結果からも、同居人等の支援が得られにくかったり、健康に不安を抱える保護者は増加傾向にあり、そのような家庭が孤立することなく、必要な相談支援に結び付く必要があります。また、支援事業等の情報がひとり親家庭に十分に認知されていない状況もみられることから、支援が必要な家庭に必要な支援が結び付けられる仕組みづくりに一層取り組みます。

② ひとり親家庭等の生活の安定

ひとり親家庭において、十分な就労収入を得ることは、安定した生活と子育てを両立していくうえで重要な課題です。多くのひとり親が就労しつつも十分な収入を得られない理由が不安定な非正規雇用にあることは、計画策定時から変わらない状況にあります。アンケート結果からは、正規雇用で就労するひとり親の負担感や、正規雇用

に踏み切れない背景などが見られることから、安定した雇用や収入が得られる資格の取得促進や、ハローワーク等との連携による就業支援に取り組みます。また、就労と子育てが両立できる環境づくりに引き続き取り組みます。

③ 子どもたちへの支援

どのような家庭環境にあっても、子どもたちが将来に夢や希望をもって健やかに成長できるよう、子どもたちの最善の利益を考えた子どもたちへの支援が求められています。

就労に励む保護者とその子どもとの関りの不足による“負の連鎖”が生じぬよう、子どもの健やかな育ちや発達・教育・進学などにおいて、切れ目のない支援を推進します。

④ ひとり親家庭を支える地域づくり

様々な課題を抱えるひとり親世帯の子どもたちが健やかに成長していくためには、地域全体でその家庭や子どもたちを支える環境が必要です。ひとり親が子育てと両立できる就労環境や、放課後等における子どもたちの居場所づくりなどについて、ひとり親と接する機会のある地域福祉を担う団体に情報提供するなど地域との連携を踏まえた対策に取り組みます。

3 基本目標と施策の方向性

基本目標 1) 子育て・生活支援の推進

ひとり親家庭が仕事と両立して、安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備するため、多様なニーズに応じた保育サービスの充実を一層図ります。

ひとり親家庭の子どもの中には、親との関わり不足や子ども自身の経験・体験不足から、前向きに生きるための自己肯定感や意欲をはじめ、学習の土台となるコミュニケーション能力等の非認知能力が得られていないケースも見られます。「貧困の連鎖」を防止する観点からも、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援を強化することで、子どもの生活を含めた基礎的な能力等の向上につなげます。

住宅については、公営住宅を活用した支援を引き続き行っていくとともに、DVや離婚等によって生じる緊急的かつ一時的な住宅確保等に関する支援策について検討していきます。

①保育サービスの充実

②生活・学習支援の強化

③住宅確保に向けた支援

基本目標 2) 就業支援の推進

ひとり親家庭の就労率は高いものの、依然として非正規雇用率が高い状況にあり、母子世帯の年間収入は、前回のアンケート調査結果から大きな変化は確認できませんでした。ひとり親家庭の多くは、生計の維持と子育てを一人で担わなければならないため、就業に当たって労働条件での制約を受けたり、職種や雇用形態の選択の幅が狭められる等の困難を伴うことが少なくありません。アンケートの結果においても、ひとり親家庭の正規雇用の負担は決して少なくなく、正規雇用での就労による安定した収入を求めているものの、転職には至らない状況が見受けられます。

ひとり親家庭が仕事と子育てを両立できる就労環境の整備に向けて、地域における雇用機会の創出だけでなく、ひとり親家庭の自立支援への理解が深まるような啓発に努めていく必要があります。

子育てとの両立から市内での就労を希望するひとり親家庭は多く、就労環境や雇用機会の拡大について啓発等を行う際には、市内事業者をはじめ、経済団体やハローワーク等の関係機関との連携を強化して、双方のニーズに応じた情報共有や雇用促進を図ります。

雇用環境の改善等については、中長期的な取り組みを要することから、雇用機会が多く、比較的安定した収入を確保することができる看護師等の資格取得をあわせて推進していきます。そのため、資格取得中の生活を支援する給付金・貸付事業を通じた自立の促進に引き続き取り組みます。

①企業等への啓発の推進

②ハローワーク等との連携強化

③資格取得の推進

基本目標3) 養育費確保支援の推進

養育費は、経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭の自立のためだけでなく、子どもを監護・教育するために必要な費用です。しかしながら、養育費の取り決めや確保にあたっては、依然として「請求先である相手と関わりたくない」「請求しても受け取れそうにない」との理由から、相手との関わりを拒否して子どもの権利を親が放棄する状況にあります。引き続き養育費の重要性を訴え、社会的認識を高める普及啓発の推進に努めます。

あわせて、適切に養育費を受け取ることができるように、母子・父子自立支援員による相談業務と専門知識を有する弁護士による法律相談業務を充実させます。養育費の取得に向けて相談に至ったひとり親家庭の方が、実際に養育費を受給できる割合は多いことから、引き続き相談機会の拡大に取り組みます。

また、やむを得ずに相手と関わりを持たない方が養育費を受け取れる支援を、民間事業者と連携するなど検討します。

①普及啓発の推進

②養育費相談の充実

③民間事業者との連携

基本目標 4) 経済的支援の推進

ひとり親家庭の経済的な支援については、生活の基盤となる児童扶養手当等の各種手当の支給や福祉資金貸付の適切な周知と支給に引き続き取り組みます。

なかでも福祉資金貸付は、高校・大学などの進学時に必要な修学資金と就学支度資金が多くを占めており、この貸付制度が子どもの教育資金を支えています。

あわせて、児童の教育に係る就学援助だけでなく、国や県等で取り組まれている教育無償化等の施策については、適時に適切な情報発信に努め、制度の活用によって多くのひとり親家庭が抱える、子どもの成長に伴い大きくなる教育費の不安と負担の解消に努めます。

①児童扶養手当等の給付の推進

②福祉資金貸付の推進

③教育費の支援

基本目標5) 相談支援体制の強化

これら4つの基本目標の土台となるのが相談支援体制の強化です。すべてのひとり親家庭を“あんしんの環”の状態に近づけ、安心して自立した生活を営めるようにするには、各家庭が抱える様々な課題や要望を把握・整理して適切な支援につなげる必要があります。

そのためには、児童扶養手当の現況届の窓口提出時など面談の機会を有効に活用するとともに、母子・父子自立支援員をはじめとするひとり親家庭の自立支援に関わる人材の資質の向上に努めます。

また、支援が必要な家庭が孤立することなく、適切な支援に結び付けられるよう、庁内外の関係部署だけでなく、ひとり親と接する機会のある地域福祉を担う団体との連携を深め、多様な支援施策や社会資源などの情報を収集するとともに、的確に提供できるように取り組みます。

支援施策の中には、ひとり親家庭にとって認知度が低く利用されていないものもあり、施策がひとり親家庭のニーズに合っているのかを検証し、必要に応じて見直すとともに、既存の各事業の効果を十分に得られるよう、ひとり親家庭の各々にとって必要な情報を確実に得られるよう情報提供の充実を目指します。

そのために、これまで行ってきた広報紙や子育てサイト「はぐはぐ柏」などの電子媒体に加えて、メールやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を活用した情報発信の手法を検討します。紙媒体を通じて、ひとり親家庭が何度も情報に触れる機会を作るよう努めます。

①相談支援体制の強化

②情報提供の充実

5つの基本目標と14施策の体系

基本理念

すべてのひとり親家庭等に
「あんしんの環」を

基本目標1

子育て・生活支援の推進

- ①保育サービスの充実
- ②生活・学習支援の強化
- ③住宅確保に向けた支援

基本目標2

就業支援の推進

- ①企業等への啓発の推進
- ②ハローワーク等との連携強化
- ③資格取得の推進

基本目標3

養育費確保支援の推進

- ①普及啓発の推進
- ②養育費相談の充実
- ③民間事業者との連携

基本目標4

経済的支援の推進

- ①児童扶養手当等の給付の推進
- ②福祉資金貸付の推進
- ③教育費の支援

基本目標5

①

相談支援体制の強化

②

情報提供の充実

施策1 子育て・生活支援の推進

(1) 保育サービスの充実

保育所・学童保育（こどもルーム）の優先入所	
担当課	学童保育課・保育運営課
事業内容	ひとり親家庭の子どもが保育所・学童保育に優先して入所できるように配慮することで、就業・就職活動が行いやすい環境づくりに引き続き取り組みます。

一時預かり事業	
担当課	子育て支援課・保育運営課
事業内容	保育園の入所基準に該当しない程度での就労や、病気やケガ、買い物、リフレッシュなどの理由から子どもを保育園で預かったり、乳幼児を施設で預かったりするなど、一時的に預かることで子育ての負担軽減に努めます。

病児・病後児保育事業	
担当課	保育運営課
事業内容	病中または回復期の子どもについて、保護者の就労の都合などにより家庭における保育や集団保育が困難な場合、看護師・保育士が一時的に保育を行います。

子育て短期支援（ショートステイ）事業	
担当課	こども福祉課
事業内容	保護者の病気、出産、育児疲れなどの理由で一時的に養育が困難になったときに、子どもを児童養護施設で預かる事業を実施します。

ファミリー・サポート・センター事業	
担当課	子育て支援課・こども福祉課
事業内容	子育ての援助をしてほしい人と援助をしたい人が会員となり、子育て中の親子を支援する会員同士が支え合う事業です。研修を受けた協力会員が保護者に代わって送迎や預かりの援助を行います。ひとり親世帯に対しては、利用料が半額になる助成制度があります。

地域子育て支援拠点事業	
担当課	子育て支援課
事業内容	未就学児の親子を対象に、親子が集まって過ごしたり、子育てに関する相談・情報提供を行う拠点の整備を進めます。

(2) 生活・学習支援の強化

子どもの生活・学習支援事業	
担当課	生活支援課・こども福祉課
事業内容	ひとり親家庭などの小学生から中高生等までの子どもを対象に、学習支援を行うことで、子どもたちが将来社会で自立した生活を営めるよう支援に取り組みます。とりわけ、小学生の早い時期から生活習慣の習得や自己肯定感の醸成等の学習の土台づくりを支援します。

(3) 住宅確保に向けた支援

公営住宅への入居の優遇	
担当課	住宅政策課
事業内容	ひとり親家庭が市営住宅を希望する場合、入居の抽選にあたって当選確率を高めるなどの優遇措置を適用します。また、県営住宅やひとり親家庭等の住宅確保を支援する団体等の情報を提供します。

住宅確保支援の検討	
担当課	こども福祉課
事業内容	DV や離婚等によって生じる緊急的かつ一時的な住宅確保等に関する支援策について検討していきます。

施策2 就業支援の推進

(1) 企業等への啓発の推進

企業等への啓発の推進	
担当課	こども福祉課
事業内容	事業主に向けて、ひとり親を雇用することで支給される特定求職者雇用開発助成金やトライアル雇用助成金の制度の周知を図るなど、ひとり親の就労環境の向上に努めます。

(2) ハローワーク等との連携強化

就業相談事業	
担当課	こども福祉課
事業内容	市役所内にあるハローワーク窓口のかしわ就労自立サポートセンターと連携し、ひとり親と母子・父子自立支援員、ハローワーク就労支援ナビゲーターの三者での相談を通じて、ひとり親のニーズに応じた就業につなげることで、ひとり親家庭の自立を促進します。

(3) 資格取得の推進

高等職業訓練促進給付金事業	
担当課	こども福祉課
事業内容	看護師や准看護師，介護福祉士，保育士など 1 年以上の修業期間を要する国家資格を取得するため，就業と修業の両立が困難な場合に，生活費の負担軽減を目的とした訓練促進給付金を支給します。

高等職業訓練促進資金貸付金事業	
担当課	こども福祉課
事業内容	高等職業訓練促進給付金を活用して看護師・准看護師・介護福祉士・保育士の 4 資格の取得を目指す場合に，給付金の支給と同期間において，月額 5 万円以内の貸付けを行う制度です。なお，資格取得後，業務に通算 5 年間従事することで，貸し付けた全額の償還を免除します。

就労支援講習会事業	
担当課	こども福祉課
事業内容	就業に結びつく資格や技能を習得するため，介護職員初任者研修や介護福祉士実務者研修等の講習会を実施します。

自立支援教育訓練給付金事業	
担当課	こども福祉課
事業内容	市が指定する教育訓練講座を受講したひとり親に給付金を支給します。

施策3 養育費確保支援の推進

(1) 普及啓発の推進

養育費確保に関する啓発	
担当課	こども福祉課
事業内容	養育費の取り決めや確保にあたって、子どもに対する親としての責任であるという認識を社会に普及できるように、ひとり親サポートガイドなどを通して広報・啓発活動を引き続き推進します。

(2) 養育費相談の充実

法律相談事業	
担当課	こども福祉課
事業内容	養育費や面会交流など専門知識を有する弁護士等による法律相談を実施します。

(3) 民間事業者との連携

養育費確保業務の検討	
担当課	こども福祉課
事業内容	民間事業者と連携し、養育費の支払い義務者とやむを得ずに関わりを持ってない場合においても、養育費の確保につながる仕組みを検討します。

施策4 経済的支援の推進

(1) 児童扶養手当等の給付の推進

児童扶養手当の給付	
担当課	こども福祉課
事業内容	子どもを養育するひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、子どもの福祉の増進を図るため、給付対象者への制度周知に努め、引き続き適正な給付業務を推進します。

ひとり親家庭等医療費等の助成	
担当課	こども福祉課
事業内容	子どもの保健福祉の向上と保護者の経済的負担の軽減を図るため、ひとり親及びその子どもの医療費の一部を助成します。

遺児等養育手当	
担当課	こども福祉課
事業内容	父母と死別した義務教育修了までの遺児等を扶養している者に対して、遺児等の養育手当及び一時金を支給し、子どもの養育に関する経済的支援を実施します。

寡婦（夫）控除のみなし適用	
担当課	こども福祉課・学童保育課・保育運営課・住宅政策課
事業内容	未婚のひとり親に対して，保育所・認定こども園・こどもルームの保育料，児童扶養手当，高等職業訓練促進給付金，市営住宅の家賃などの算定で，寡婦（夫）控除のみなし適用を実施し，婚姻父母と同様な控除を適用することで，ひとり親家庭の経済的支援を図ります。

（２）福祉資金貸付の推進

母子父子寡婦福祉資金の貸付	
担当課	こども福祉課
事業内容	修学資金や就学支度資金などの福祉資金の貸付制度の周知と貸付けを通じて，主に子どもの教育資金を支えることで，ひとり親家庭の経済的自立と子どもの福祉向上に引き続き取り組みます。

(3) 教育費の支援

教育費支援等の情報発信	
担当課	こども福祉課
事業内容	経済的な理由で子どもの進学をあきらめることのないよう、高等教育の修学支援制度など国や千葉県、日本学生支援機構等で扱っている教育費支援の最新情報を収集し、適時適切な情報発信に努めます。

就学援助	
担当課	学校教育課
事業内容	経済的な理由で困窮する家庭に対して、子どもの学校給食費・学用品費・入学準備金などの一部を援助します。

施策5 相談支援体制の強化

(1) 相談支援体制の強化

母子・父子自立支援員相談事業	
担当課	こども福祉課
事業内容	ひとり親家庭が抱える、子育てや生活、就労、養育費、家計についての悩みや困りごとにきめ細かく対応するため、母子・父子自立支援員をはじめとするひとり親家庭の自立支援に関わる人材の資質の向上に努めます。

(2) 情報提供の充実

ひとり親サポートガイドの作成	
担当課	こども福祉課
事業内容	ひとり親家庭に関する相談や手続き、手当などの各種支援情報が簡潔にまとまっている冊子を作成し、毎年8月にある児童扶養手当の現況届提出時に、すべてのひとり親家庭に向けて配布します。

メール等を活用した情報発信	
担当課	こども福祉課
事業内容	ひとり親家庭に対する支援施策について、引き続き広報紙や子育てサイト「はぐはぐ柏」により広報啓発に加えて、メールや SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）等を活用した情報発信の手法を検討します。

地域団体への情報提供	
担当課	こども福祉課
事業内容	ひとり親家庭については、各種支援施策や社会資源の情報が届きづらい場合も考えられることから、庁内外の関係部署だけでなく、ひとり親と接する機会のある地域福祉を担う団体との連携を深めることで、情報提供できるように取り組みます。

ひとり親支援団体等との連携	
担当課	こども福祉課
事業内容	ひとり親家庭等の交流の場となっている団体の活動を支援したり、情報交換するなど連携を図ります。

1. 柏市ひとり親家庭等実態調査アンケートの実施概要

○調査目的 本調査は、柏市のひとり親家庭等の実態を把握し、第3期柏市ひとり親家庭等自立促進計画に反映させることを目的とする。

○調査対象 児童扶養手当対象世帯から 1,000 世帯
母子世帯 871 世帯（無作為抽出）、父子世帯 129 世帯（全数）

○調査方法 児童扶養手当現況届の発送時に同封し、現況届とあわせて窓口で回収

○調査時期 平成 30 年 8 月 1 日～9 月 14 日

○回収状況 686 世帯 母子世帯 610 世帯、父子世帯 76 世帯

・子どもの状況（世帯数に重複あり）

未就学児がいる世帯 1 4 1 世帯

小学生がいる世帯 3 0 5 世帯

中学生がいる世帯 2 0 0 世帯

高校生がいる世帯 2 2 7 世帯

・児童扶養手当・生活保護受給世帯（回答世帯数）

全部支給 1 9 1 世帯

一部支給 2 5 3 世帯

全部停止 1 0 5 世帯

生活保護受給 2 8 世帯

※全国との比較は、平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査結果によるもの

2. 計画の策定経緯

日 程		内 容
令和元年	5月31日	柏市健康福祉審議会第1回児童健康福祉専門分科会 諮問／第2期計画の取り組みの成果と課題について
	7月29日	柏市健康福祉審議会第2回児童健康福祉専門分科会 第3期計画における総論について
	10月15日	柏市健康福祉審議会第3回児童健康福祉専門分科会 第3期計画における各論について
	11月26日	柏市健康福祉審議会第4回児童健康福祉専門分科会 第3期計画素案について
	12月23日 ～1月22日	パブリックコメント
令和2年	2月10日	柏市健康福祉審議会第5回児童健康福祉専門分科会 第3期計画案について／答申

3. 柏市健康福祉審議会 児童健康福祉専門分科会 委員名簿

(会長・副会長を除き五十音順, 敬称略)

役 職	氏 名	所 属 等
会 長	寺 本 妙 子	開智国際大学
副会長	鈴 木 美岐子	社会福祉法人柏市社会福祉協議会
委 員	大 木 恵 子	柏市小中学校校長会
委 員	加 藤 民 彌	公募委員
委 員	川 野 優	地域生活支援センター（あいネット）
委 員	染 谷 正 夫	柏市私立幼稚園協会
委 員	二 瓶 一 嗣	千葉県柏児童相談所
委 員	平 野 準 子	柏市民健康づくり推進員連絡協議会
委 員	水 野 誠 志	柏市認定こども園協議会
委 員	望 田 八重子	柏市ひとり親福祉会
委 員	柳 川 幸 重 (～令和元年 7 月 24 日)	柏市医師会
委 員	宮 尾 晃 代 (令和元年 7 月 25 日～)	

4. 諮問書及び答申書

○諮問書

柏こ福第232号
令和元年5月31日

柏市健康福祉審議会
会長 小林 正之 様

柏市長 秋山 浩保

第3期柏市ひとり親家庭等自立促進計画の策定について
(諮問)

このことについて、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問内容

第3期柏市ひとり親家庭等自立促進計画の策定について

2 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に定める、都道府県等が策定する母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための自立促進計画

(2) 計画期間

令和2年度から令和6年度まで

(3) 策定の主な内容

ア 第2期計画策定時の課題における取り組みとその評価、現状分析

イ 国の支援策の体系に沿った4本柱の支援施策（①子育て・生活支援②就業支援③養育費確保支援④経済的支援）を踏まえた第3期計画の総論

ウ 4本柱ごとの具体的な支援施策

○答申書（案）

令和２年２月１０日

柏市長 秋 山 浩 保 様

柏市健康福祉審議会

会長 小 林 正 之

第３期柏市ひとり親家庭等自立促進計画の策定について
（答申）

令和元年５月３１日付け柏こ福第２３２号で諮問のあった第３期
柏市ひとり親家庭等自立促進計画の策定について，慎重に審議を重ねた結果，別紙のとおり答申します。

第 3 期 柏市ひとり親家庭等自立促進計画
令和 2 年 3 月

発行 柏市こども部こども福祉課
〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目 10 番 1 号
電話 04-7167-1595 FAX 04-7162-1077
E-mail faq-kdmf@city.kashiwa.chiba.jp